

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社LIFULL		コード	2120
提出日	2023/11/13	異動(予定)日	2023/11/13	
独立役員届出書の提出理由	独立役員である清水哲朗氏が子会社の代表取締役へ就任することから、独立指定を解除するもの			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)											該当 なし	異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k				l
1	小林正志	社外取締役																
2	中尾隆一郎	社外取締役	○															有
3	大久保和孝	社外取締役	○															有
4	木村尚敬	社外取締役	○															新任
5	内戸潔	社外監査役	○															有
6	中森真紀子	社外監査役	○															有
7	松嶋希会	社外監査役																
8	西畑淳	社外監査役	○															新任

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	同氏は現在、当社の主要株主である楽天グループ株式会社の業務執行者として勤務しており、当社とは業務提携や広告宣伝等に係る取引関係があります。	楽天グループ株式会社に創業時より長年にわたり勤務し、当社とその関連会社で経営幹部や取締役等を歴任されており、その豊富な会社経営者としての見識による助言・提言を、当社の経営戦略の実現に最大限に活用させていただきたく、社外取締役として選任しております。
2	同氏が代表取締役社長を務める株式会社中間マネジメント研究所と当社との間には研修の依頼の取引がありますが、取引金額は僅少であり、独立性への影響はございません。	株式会社リクルートホールディングスとその関連会社で経営幹部や代表取締役等を歴任されており、住宅領域、テクノロジー領域に精通している他、事業開発、マーケティング、組織活性化、KPIマネジメント等幅広い分野について専門的な知識と経験を有しております。その豊富な見識による助言・提言を、当社の経営戦略の実現に最大限に活用させていただきたく、社外取締役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たし、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
3	同氏が過去に業務執行者として勤務していたEY新日本有限責任監査法人と当社との間にはサービス利用等の取引がありますが、取引金額は僅少であり、独立性への影響はございません。	公認会計士としての大半監査法人での監経経験からガバナンス、ファイナンスに精通しているだけでなく、審判官の各種有識者委員及び財団団体の幹事を歴任され、コンプライアンス、CSR分野においても豊富な知識と経験を有しております。その豊富な見識による助言・提言を、当社の経営戦略の実現に最大限に活用させていただきたく、社外取締役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たし、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
4	同氏が業務執行者として勤務している株式会社経営共創基盤と当社との間にはコンサルティングに係る取引がありますが、取引金額は僅少であり、独立性への影響はございません。	長年にわたり経営改革、事業戦略分野に携わるとともに、国内外事業会社で経営幹部を歴任されており、経営管理全般に幅広い知識と経験を有しております。その豊富な見識による助言・提言を、当社の経営戦略の実現に最大限に活用させていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たし、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
5		同氏は、三井物産株式会社において、長年にわたる総合商社業務における勤務経験とともに、当社グループの関係会社において取締役を歴任されました。その経歴を通じて得られた豊富な会社経営者としての知見・経験を当社の経営監視・監査に活かしていただきたいため、社外監査役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たし、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
6		同氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。その豊富な専門知識と監査経験を当社の経営監視・監査に活かしていただきたいため、社外監査役としての選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たし、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
7	同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準には該当しないものの、兼職先アーンスト・モリ・ウィンケル事務所外務法共同事業と当社との間の取引額が、当社の掲げる独立役員選任に関する方針に、該当してまいりますので独立役員に指定していません。	同氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するものであります。その豊富な経験と見識を当社の経営監視・監査に活かしていただきたいため、社外監査役として選任しております。
8	同氏が過去に業務執行者として勤務していた株式会社みずほ銀行と当社との間には借入等の取引がありますが、独立性への影響はございません。	長年にわたる金融業界における勤務経験の他、建設コンサルタント会社における経営幹部、取締役を歴任されました。その経歴を通じて得られた豊富な金融知識と見識を当社の経営監視・監査に活かしていただきたいため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たし、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

## 4. 補足説明

<p>社外役員の独立性に関する方針</p> <p>当社取締役会が、当社における社外取締役又は社外監査役(以下、併せて「社外役員(※1)」という。)が独立性を有すると認定する役員は、以下の基準のいずれにも該当せず、当社の経営陣から独立した、公正、かつ客観的な存在である者とし、当社は、当社取締役会が独立性を有すると認定する社外役員を、株式会社東京証券取引所の定める独立役員(以下、「独立役員」という。)として指定するものとする。</p> <p>当社は、以下の基準のいずれにも該当しないことを社外役員の選任基準とし、独立性の高い社外役員の選出に努めるものとする。</p> <p>ただし、社外役員としての適格性が妥当であると当社取締役会が合理的に判断した場合には、本方針に定める選任基準は当該候補者の選出を妨げるものではない。また、その場合は当該候補者については独立役員に指定しないものとする。</p> <p>1. 当社及び当社の関係会社の業務執行者(※2)</p> <p>2. 当社の特定関係事業者(※3)又はその業務執行者(※2)</p> <p>3. 当社の主要株主(議決権ある株式の10%以上を直接・間接的に保有する者)又はその業務執行者(※2)</p> <p>4. 当社及び当社の関係会社から大口出資者(総議決権の10%以上の議決権を直接・間接的に保有する者)となっている者の業務執行者(※2)</p> <p>5. 当社及び当社の関係会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(※4)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(法人・団体である場合は、当該法人・団体に所属する者をいう。)</p> <p>6. 過去3年間において、上記1から5までに該当していた者</p> <p>7. 上記1~5に掲げる者の近親者等(※5)</p> <p>なお、独立役員と指定された社外役員は、その独立性を適任まで維持するように努め、独立性を有しないことになった場合には、ただちに当社に告知するものとする。</p> <p>※1 取締役と監査役の間において、ここでの独立性の要件に相違はないため、総称して「社外役員」とする。</p> <p>※2 業務執行者とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役員、執行役員及び使用人等をいう。</p> <p>※3 会社法施行規則第2条第3項19号における特定関係事業者。</p> <p>※4 多額の金銭その他の財産とは、役員報酬以外に直前事業年度において1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益をいう。</p> <p>※5 近親者等とは、2親等内の親族及び生計を一にする利害関係者をいう。</p>
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互親任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が取引を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者等が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。